

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、正味収入保険料に積立率を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる措置について、拡充及び延長すること。</p> <p>・ 特例措置の内容 異常危険準備金制度について、火災保険等※に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率の経過措置分100分の3を100分の4に引き上げる（平成30年度末までの経過措置、本則積立率は100分の2）とともに、延長すること及び同7項に定める洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。 ※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p>		
関係条文	<p>地方税法23条、292条 租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の2、租税特別措置法施行規則21条の12</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積立を促すことにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>(2) 施策の必要性 損害保険会社は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、巨大自然災害に対して円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立を行っている。現行の租税特別措置法において、損害保険会社が積み立てている火災保険等に係る異常危険準備金のうち、正味収入保険料の5%（積立率）の損金算入、残高について正味収入保険料の30%まで無税積立が認められている。しかしながら、台風や集中豪雨等の自然災害の増加に加え、平成23年の東日本大震災及びタイ洪水、平成26年2月の雪害により、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高率は低水準となっている。今年に入ってから大阪北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と巨大自然災害が頻発しており、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、早急に十分な異常危険準備金残高を回復させる必要がある。 本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積立を税制面で支援し、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、国民経済の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。 ※平成17年度には、監督会計上のルールとして、損害保険会社に対して、巨大自然災害発生時にも保険金支払余力が確保されるよう新たな自然災害リスク責任準備金制度が導入されている。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	頻発する巨大自然災害の被害者に対し異常危険準備金の取崩しにより、円滑かつ確実に保険金の支払いが行われた。なお、これにより異常危険準備金が1,722億円(平成27年度(前回要望時)から平成29年度の各年度合計、無税分)取り崩された。平成25年度から正味収入保険料の5%の積立(損金算入)が認められたものの、平成27年度から平成29年度にかけて、火災保険等の異常危険準備金残高は555億円の増加、残高率は12.63%から16.12%(+3.49pt)の上昇にとどまった。
有効性	要望の措置の適用見込み	16社
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	異常危険準備金残高を早期に回復し、必要な残高を確保することにより、確実な保険金支払いを可能にし、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなる見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立に寄与するものであり妥当なものである。 これまでも平成3年の台風19号、平成23年の東日本大震災やタイ洪水、平成26年2月の雪害等の巨大自然災害が発生しているが、異常危険準備金の取崩しにより円滑かつ確実に保険契約者に保険金を支払ってきている。巨大自然災害に対しては大数の法則が働かないことから、複数年度にわたり収支を均衡させる仕組みとなっている。近年、巨大自然災害の発生が相次いでいる状況に鑑み、今後の巨大自然災害の保険金支払いに備えるためには、大幅に減少した異常危険準備金を早期に積み上げるとともに、残高を増やす必要がある。したがって、積立率を6%に、洗替保証率及び本則積立率適用残高率を40%に引き上げることを要望するものである。
ページ	11—2	

税負担軽減措置等の適用実績	○直近事業年度損金算入額	
	年度	火災保険等
	平成 25 年度	940 億円
	平成 26 年度	997 億円
	平成 27 年度	1,029 億円
	平成 28 年度	935 億円
平成 29 年度	992 億円	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、本措置は有効である。	
前回要望時の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	巨大自然災害に係る保険金支払いに充てるため、計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまで以上に巨大自然災害が発生し、準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、さらなる準備金の積増しが必要となっている。	
これまでの要望経緯	積立率の引上げ（100 分の 5）については、平成 10 年度税制改正から継続要望し、平成 25 年度税制改正において措置され、平成 28 年度税制改正要望で同措置の延長を要望し、3 年間の延長がなされている。 洗替保証率の引上げ（100 分の 40）については平成 8 年度税制改正から継続要望。	